

衆議院災害対策特別委員会ニュース

平成 24.6.14 第 180 回国会第 7 号

6 月 14 日（木）第 7 回の委員会が開かれました。

1 派遣委員からの報告聴取

- ・平成 24 年 5 月に発生した突風等による被害状況等調査のため、茨城県及び栃木県に派遣された委員を代表して、村井委員長から報告を聴取しました。

2 災害対策に関する件

- ・中川国務大臣（防災担当）、末松内閣府副大臣、柳澤経済産業副大臣、福田総務大臣政務官、城井文部科学大臣政務官、森本農林水産大臣政務官、津島国土交通大臣政務官、高山環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

高野 守君（民主）

- ・竜巻や降ひょうにより被害を受けた農家に対し、業務用ハウスの再建・修繕への助成、稲・イチゴ等の苗の確保への補助、ガラス片撤去等の農地復旧への助成をはじめとする 6 項目の支援策をどのように進めていくのか伺いたい。
- ・竜巻による被災者に対して、東日本大震災の被災者と同様に、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」並みの助成及び中小企業信用保険法の特例の適用をすることはできないのか。
- ・日本には米国の FEMA のような組織はないものの、防災担当大臣がより一層指導力を発揮できる体制づくりをすべきと考えるが、各省庁との連携体制の構築に当たっての中川防災担当大臣の所見を伺いたい。

長島 忠美君（自民）

- ・平野復興大臣（東日本大震災総括担当）の下でも検証されているかもしれないが、中川防災担当大臣としては、東日本大震災以降に政府の防災対策はどのように変わったと考えるか。
- ・平時に個人情報保護することは必要であるが、地域の防災対策の一環として、災害等の非常時に備えて地域コミュニティによる情報共有ができる仕組みを構築すべきではないか。また、情報網から外れてしまう災害時要援護者との情報伝達の仕組みを構築しておく必要があるのではないか。
- ・災害対策においては、地方公共団体相互及び国とのネットワークに加えて、建設業者のネットワークも重要な役割を担うことから、地域の防災力を高めるためにも必要な公共投資は行うべきと考えるが、中川防災担当大臣の

所見を伺いたい。

江藤 拓君（自民）

- ・竜巻被害の特異性に対応するため、局地激甚災害の指定基準を見直す、あるいは別な法律で対応することについて、中川防災担当大臣の所見を伺いたい。
- ・被災者生活再建支援法の支援対象に半壊や一部損壊を加えることを検討すべきと考えるが、中川防災担当大臣の見解を伺いたい。
- ・東日本大震災では、国の出先機関が災害対応に機動力を発揮したが、政府は、地方整備局を広域連合知事会に移管するとしている。水害等の災害時、ダムや河川の管理について、地方整備局が仲介役を担っていることから、防災の観点から国の機関として存続すべきではないか。

重野 安正君（社民）

- ・竜巻被害について、被害の実情を踏まえ、被災者生活再建支援法の支援金の支給対象を半壊、一部損壊にまで拡大する等、柔軟に対応することを検討すべきと考えるが、中川防災担当大臣の見解を伺いたい。
- ・災害救助法に基づく住宅の応急修理について、り災証明書が発行される以前に被災者が自費で応急修理を行った場合でも、事後に公的支援が受けられる仕組みにすべきではないか。

永岡 桂子君（自民）

- ・今回の竜巻被害の被災地は、昨年 3 月の東日本大震災でも被害を受けており、二重被害の地域といえる。かかる二重被害を受けた被災者がどのくらいいるのか、また、

かかる二重被災者には手厚い支援をすべきであると考え
るが、中川防災担当大臣の所見を伺いたい。

- ・竜巻被害の特性は、壁や柱はそのまま残り、屋根を飛ば
されることにあるが、現在の被害認定基準では、竜巻に
よって屋根が飛ばされたとしても 10 パーセントの被害
としか認定されない。東日本大震災では、液状化につい
て基準が見直されたが、竜巻についてもその被害の特性
に着目して認定基準を見直すべきだと考えるが、中川防
災担当大臣の見解を伺いたい。
- ・今回の竜巻では、昔からの伝統があり、「新・がんばる商
店街 77 選」にも選ばれたつくば市の北条商店街が大きな
被害を受けており、商店街の復興のために多くの要望も
寄せられているが、北条商店街の復興に向けて国はどの
ような取組を進めているのか伺いたい。

石 田 祝 稔君（公明）

- ・今回の竜巻では大きな被害が出たが、今後、竜巻対策の
ためにどのような取組を進めていくのか、また、被災地の
現在の復旧状況はどうなっているのか、中川防災担当大臣
に伺いたい。
- ・今回の竜巻被害を受けた地域は、東日本大震災でも被害
を受けているが、被災者の中には東日本大震災で既に支援
を受けていることから今回の竜巻被害では支援を受けられ
ないと思う人もいます。今回の竜巻被害と東日本大震災と
は、全く別個の災害として支援を受けられることを政府に
確認したい。
- ・災害救助法による応急修理は被災から 1 か月以内に工事
の完了が必要だが、り災証明の発行に時間を要するという
問題や、り災証明を受けるために被害を受けた住宅をその
ままにしておかなければならないという問題などがあるこ
とから、写真による被害認定を認めるなど、被災者の利便
を図る工夫が必要なのではないか。

塩 川 鉄 也君（共産）

- ・東日本大震災と竜巻を連続した災害としてとらえ、北条
商店街の事業主に対しても、東日本大震災による被災者

への特例措置である「中小企業等グループ施設等復
旧整備補助事業」等の拡大適用を図ることはでき
ないのか伺いたい。

- ・東日本大震災における地盤の液状化による被害の現状を
踏まえ、平成 23 年 5 月 2 日付の内閣府事務連絡により、
「当分の間」の措置として地盤に係る住家の被害認定の
ため傾斜による判定等の方法が通知されたが、他の災害
についてもこの措置を適用できるよう、「災害に係る住家
の被害認定基準運用指針」にも反映すべきではないか。
- ・現行の被災者生活再建支援制度は住家の損壊程度に着目
しているが、住家に被害はなくとも店舗のみに被害を受
けた場合など、被災者の生活基盤が壊れるような被害実
態に着目した被害認定基準が新たに必要なのではないか。

柿 澤 末 途君（みんな）

- ・首都直下地震の発生時における、都内の高層住宅の避難
対策の現状について、中川防災担当大臣はどのように考
えているのか、また、赤坂宿舎に住む大臣は、災害発生
時にどのように行動すべきかご存知か伺いたい。
- ・中教審の学校安全部会の答申に小中学校の教科として防
災の科目化を検討することが盛り込まれたが、全ての子
どもが防災教育を受けられ、防災文化が確立するよう、
防災の科目化を早期に行うべきではないか、文部科学省
の見解を伺いたい。

石 田 三 示君（きづな）

- ・竜巻の発生を予測することは非常に困難であるとされて
いるが、竜巻等突風の予測の現状及び今後の改善はどの
ようになっているのか。
- ・竜巻については的中率が低いこともあり、栃木県や茨城
県の多くの市町村では、竜巻注意情報が住民に伝達され
なかったが、気象庁は住民への情報伝達の在り方につい
てどのように考えているか。
- ・竜巻対策への取組について中川防災担当大臣の所見を伺
いたい。

- 3 災害対策基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第 81 号）
- ・中川国務大臣（防災担当）から提案理由の説明を聴取しました。